



## 広島大学図書館利用細則（抜粋）

（平成16年4月1日副学長（研究・国際担当）決裁）  
（令和8年3月27日 一部改正）

### 広島大学図書館利用細則

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学図書館規則（平成16年4月1日規則第33号）第12条の規定に基づき、広島大学図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 広島大学（以下「本学」という。）の役員及び職員

(2) 本学の学生

(3) 本学の名誉教授

(4) 本学が受け入れたれた研修員等のうち、研修上図書館の利用が必要と認められる者

(5) 広島大学図書館寄附特別利用者内規（令和8年3月27日図書館長決裁）に定める寄附特別利用者

(6) 図書館の利用を申し出た一般の者（前号に掲げる者を除く。）

（利用証）

第3条 利用者は、利用登録の手続を行い、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けることができる。

6 第1項の規定にかかわらず、前条第6号の者のうち15歳未満又は中学生以下のものには、利用証を交付しない。

7 利用証の交付を受けた利用者は、図書館を利用するときは利用証を携帯し、図書館職員の求めに応じ、これを提示しなければならない。

8 利用証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

9 利用者が利用証を紛失し、又は利用登録をした事項に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

（館内閲覧）

第6条 利用者は、図書館資料（以下「資料」という。）を館内で閲覧することができる。

2 前項の規定にかかわらず、資料が次の各号のいずれかの場合に該当する場合には、閲覧を制限することができる。

(1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号-Iに掲げる情報が記録されていると認められる場合（当該情報が記録されている部分に限る。）

(2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に、個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合（当該期間が経過するまでの間に限る。）

(3) 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損又はその汚損を生じるおそれがある場合

(4) その他館長が必要と認めた場合

（館外貸出し）

第8条 資料の館外への貸出し（以下「館外貸出し」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般貸出し

(2) 研究用貸出し

（一般貸出し）

第9条 利用者は、利用証の提示及び所定の手続を行い、資料の一般貸出しを受けることができる。

3 利用者は、一般貸出しを受けた資料（以下「一般貸出資料」という。）について保管の責任を負い、他に転貸してはならない。

（一般貸出しの制限）

第10条 次に掲げる資料は、一般貸出しをすることができない。ただし、館長が必要と認めるときは、貸出しを許可することができる。

(1) 貴重資料及び準貴重資料

(2) 閉架書庫配置で禁帯出を指定された資料

(3) 禁帯出の表示のある資料

(4) 参考図書として別置した資料

(5) 著作権者により貸与が許諾されていない視聴覚資料

(6) 新着雑誌・新聞

(7) その他館長が指定した資料

（一般貸出資料の返却）

第11条 利用者は、一般貸出資料を所定の期日までに返却しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一般貸出しを受ける資格を失った者は、直ちに一般貸出資料を返却しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、直ちに一般貸出資料の返却を求めることができる。

（一般貸出しの停止）

第12条 館長は、一般貸出資料を所定の期日までに返却しなかった利用者に対して、新たな一般貸出しを行わないものとし、すべての一般貸出資料が返却された日の翌日から起算して、最も長く延滞した一般貸出資料の延滞日数（30日を上限とする。）に相当する期間、一般貸出しを停止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、一般貸出しの停止期間を短縮することができる。

（利用者の義務）

第20条 利用者は、図書館の利用に関する諸規則及び職員が指示する事項を遵守しなければならない。

2 利用者は、館内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 食事

(2) 喫煙

(3) 指定場所以外での飲料摂取

(4) 指定場所以外での携帯端末使用

(5) 書庫内への鞆、袋物類の持ち込み

（利用の制限）

第21条 館長は、前条の規定に違反した者に対し、図書館の利用を制限することができる。（弁償）

（弁償）

第22条 利用者は、資料、施設、設備等損傷し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに館長に届け出るとともに、その損害を弁償しなければならない。

（雑則）

第23条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。